

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	副主幹	主 査	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 25 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日	平成 25 年 8 月 28 日（水曜日）	開会 13 時 30 分	閉会 17 時 38 分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	関藤、堀、清水、木下、田村、窪之内	事務局	菊井事務局長
	議長、委員外～渡邊龍之、小野、井上、大谷		和田副主幹
欠席委員	なし		橋本主査
説明員	別紙のとおり	議 件	別紙のとおり
議 事 概 要	1. 請願第 2 号 公設民営による「さいわい湯」の運営改善を求める請願書（平成 25 年 8 月 19 日付託）		
	(1) 質疑		
	請願者及び所管から、前回委員会において資料要求した資料の説明を受け、質疑を行った。		
	(2) 討論		
	木下委員（項目 1：賛成、項目 2・3：反対）、田村委員（項目 1：賛成、項目 2・3：反対）、堀副委員長（賛成）、清水委員（賛成）		
	(3) 採決		
	・討論の結果から委員長を除く 5 名により項目ごとの採決を行った結果、項目 1 は全員賛成、項目 2 は賛成少数（2：3）、項目 3 は賛成少数（2：3）となり、項目 1 を採択すべきものとする一部採択とし、本請願について執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することとした。		
	・委員長付託事件審査報告は、第 3 回定例会で行うこととし、報告書の文案については、正副委員長に一任することに決定した。		
	2. 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	○市税等のコンビニエンスストア納付の導入について		
	○税外収入金の徴収金等に関する条例等の一部を改正する条例について		
	(1) 平成 25 年度病院事業会計補正予算について		
	(2) 平成 25 年度国民健康保険特別会計補正予算について		
	(3) 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について		
	(4) 戸籍管理システムの稼働について		

議 事 の 概 要	(5) 滝川市東滝川地区転作研修センター条例の一部を改正する条例について
	(6) ごみ処理手数料の改定に伴う経費について
	(7) たきかわ「環のまち」物語年次報告書(案)(平成24年度評価版)について
	(8) 滝川市住宅用太陽光発電導入支援補助金の申請状況について
	(9) 平成25年度一般会計補正予算について
	(10) 滝川市子ども・子育て会議条例の制定について
	(11) 平成25年度介護保険特別会計補正予算について
	(12) 滝川市社会福祉事業団への資産譲渡の検討方針について
	3. 第3回定例会以降の調査事項について
	別紙調査事項のとおりとすることに決定した。
	4. その他について
	・事務局から特養等の施設視察について説明があり、提案どおり進めることとした。
	5. 次回委員会の日程について
	9月20日(金)午後2時00分から第一委員会室で開催することに決定した。
上 記 記 載 の と お り 相 違 い ない。 厚生常任委員長 関 藤 龍 也 ㊞	

平成25年8月27日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成25年8月7日付け滝議第82号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部長	樋 郡 真 澄
市民生活部参事	伊 藤 克 之
市民生活部参事	石 川 雅 敏
市民生活部くらし支援課長	配 野 英 夫
市民生活部くらし支援課副主幹	横 山 浩 丈
市民生活部くらし支援課副主幹	原 田 暢 裕
市民生活部くらし支援課主査	須 見 公 実 子
市民生活部くらし支援課主査	運 上 琢 論
市民生活部くらし支援課主査	大 橋 晃 久
市民生活部くらし支援課主任主事	若 井 利 文
市民生活部くらし支援課主事	畠 山 政 和
市民生活部市民課長	榎 木 康 人
市民生活部市民課主幹	杉 原 慶 紀
市民生活部市民課副主幹	寺 嶋 悟
市民生活部市民課副主幹	橋 本 景 子
市民生活部市民課主査	西 尾 亮 彦
市民生活部市民課主査	石 原 禎 康
市民生活部市民課主査	石 黒 靖 久
市民生活部税務課長	鎌 田 清 孝
市民生活部税務課副主幹	越 前 充
市民生活部税務課主査	金 子 和 史
保健福祉部長	佐々木 哲
保健福祉部次長	中 川 啓 一
保健福祉部福祉課長	国 嶋 隆 雄
保健福祉部子育て応援課副主幹	前 田 昌 敏
保健福祉部介護福祉課長	松 澤 公 和
保健福祉部介護福祉課副主幹	小 峯 智

保健福祉部介護福祉課副主幹
保健福祉部介護福祉課主任級主事
保健福祉部介護福祉課主査
市立病院事務部長
市立病院事務部次長

深 村 栄 司
伊 藤 崇
菅 野 尚 美
鈴 木 靖 夫
田 湯 宏 昌

(総務部総務課総務グループ)

第25回 厚生常任委員会

H25. 8. 28 (水) 午後1時30分
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 請願第2号 公設民営による「さいわい湯」の運営改善を求める請願書（平成25年8月19日付託）

- （1）質疑
- （2）討論
- （3）採決

2. 所管からの報告事項について

- 市税等のコンビニエンスストア納付の導入について（資料）税務課
- 税外収入金の徴収等に関する条例等の一部を改正する条例について（資料）市民課
介護福祉課

《市立病院》

- （1）平成25年度病院事業会計補正予算について（資料）事務課

《市民生活部》

- （2）平成25年度国民健康保険特別会計補正予算について（資料）市民課
- （3）北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について（資料）市民課
- （4）戸籍管理システムの稼働について（資料）市民課
- （5）滝川市東滝川地区転作研修センター条例の一部を改正する条例について（資料）くらし支援課
- （6）ごみ処理手数料の改定に伴う経費について（資料）くらし支援課
- （7）たきかわ「環のまち」物語年次報告書(案)（平成24年度評価版）について（資料）くらし支援課
- （8）滝川市住宅用太陽光発電導入支援補助金の申請状況について（資料）くらし支援課

《保健福祉部》

- （9）平成25年度一般会計補正予算について（資料）福祉課
子育て応援課
- （10）滝川市子ども・子育て会議条例の制定について（資料）子育て応援課
- （11）平成25年度介護保険特別会計補正予算について（資料）介護福祉課
- （12）滝川市社会福祉事業団への資産譲渡の検討方針について（資料）介護福祉課

3. 第3回定例会以降の調査事項について～別紙

4. その他について

5. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第25回 厚生常任委員会

H25. 8. 28 (水) 13 : 30 ~

第 一 委 員 会 室

開 会 13 : 30

委 員 長

ただいまより第25回厚生常任委員会を開会いたします。

ここ数日非常に不安定な天候が続いておりますけれども、さすが北海道ということでお盆が過ぎますと急に気温も下がってまいりました。これから季節の変わり目ですので、お体には十分お気をつけてお過ごししていただきたいと思います。

委員動静報告

委 員 長

本日の委員動静につきましては、委員は全員出席、議長の出席をいただいております。渡邊龍之議員、小野議員、井上議員、大谷議員、プレス空知、道新の傍聴を許可します。

また、本日の委員会につきましては請願内容の質疑、討論、採決、そして所管からの報告事項と非常に多くの案件がございますので、質疑、答弁につきましては簡潔にお願いいたします。

1. 請願第2号 公設民営による「さいわい湯」の運営改善を求める請願書(平成25年8月19日付託)

委 員 長

請願第2号 公設民営による「さいわい湯」の運営改善を求める請願書についてを議題としたいと思います。

審査の進め方につきましては、前回の委員会において資料要求がありましたので、請願者から資料の説明を簡単に述べていただいた後、各委員から質疑を受けたいと思います。また、その後に関係所管に出席を求め、資料の説明を受けた後に各委員から質疑を受けたいと思います。この場合、質疑につきましては資料要求の内容に関連することのみといたします。

また、本日の審査日程は、前回の委員会にて確認しましたとおり質疑終結の後、討論、採決について行うことといたします。

本日は、請願者であります滝川市幸町地区共同浴場管理組合の組合長、遠藤公平様、副組合長、篠田潤一様、会計幹事、熊谷恭一様、庶務幹事、米野豊一様、顧問、富澤和雄様に再度出席をいただいております。本日は大変お忙しい中、再度ご出席いただきましてありがとうございます。

また、紹介議員であります渡辺精郎議員につきましては、第11回全国地方議員交流会出席のため本日欠席となっております。

それでは、提出していただきました資料につきましてご説明いただきますようお願いいたします。

遠藤組合長

委員長初め委員の皆さん、先週に引き続いてまた今週もお忙しいところ時間を省いてもらいまして申しわけありません。先週は、組合の資料の不備がありまして説明不足であったので、それを持ち帰り、精査して今回資料を提出しました。説明いたしますので、よくご検討の上ご質疑ください。

それから、委員長にお願いしたいのですけれども、このまま説明内容のプリントの資料の順番を説明したいのですが、よろしいでしょうか。

委 員 長

はい。

遠藤組合長

それでは、管理人の仕事の工程表、仕事の内容、これをまず最初に説明したい

と思います。その次に人件費の内訳を説明したいと思います。その次に、組合の人件費の削減の試案を今渡しましたので……。人件費の内訳を先にやってくださいということなのですが、前回人件費の内訳でどういう仕事をしているのかと委員の方に言われたと思うのです。仕事の内容をまず精査して、それから人件費をどのぐらい渡しているのかと、それが高いのか安いのかと、人件費の内訳を書いてありますので、仕事の内容は、こういう仕事だということからやったほうが委員初め皆さん方がわかりやすいのではないかと私は思うのです。

委員長

一応前回において質疑がかなり出ておりまして、今回は資料要求のみの説明で、それについての質疑だけを行うということになっておりますので、人件費についての12万1,300円ですか、これについての内訳についてご説明いただければいいと思います。よろしくお願いいたします。

遠藤組合長

ここに人件費の内訳内容一覧表、1カ月に13日間営業の場合です。管理人は、1日5,000円の報酬をもらっております。1日5,000円というのは、1人5,000円でなくて、1日5,000円ですから、2人で今管理をやっています、遠藤と篠田と。2人で1人の仕事をしているので、それを半分にということは、2,500円です。2,500円掛ける13日は、3万2,500円を報酬として支払っております。それに、あと受付業務です。受付業務は、15時30分から21時まで、これは吉田というのがやっております。1時間400円支払っています。そして、1日5時間30分だと2,200円になります。この2,200円掛ける13日間で2万8,600円支払っています。そして、うちの営業は14時30分からになっておりますので、この14時30分から15時30分までの間の1時間は吉田君の都合で、仕事を持っていますので、1時間出てこれないということで、うちの篠田と田村という人間がその業務を受け持ってやっております。だから、その半分になると思うのですけれども、一応250円は篠田に払って、そして150円を田村君に払うと決めております。

篠田副組合長

今受付業務が終わりました。ここから始まります。吉田さんは、15時30分から21時まで。そして、吉田さんは、1時間400円、1日5時間30分掛ける400円で2,200円、その2,200円掛ける13日で2万8,600円です。そして、私篠田、受付1時間、14時30分から15時30分までやっています。これを250円掛ける13日で3,250円。田村君も14時30分から15時30分、1時間、1時間150円で、150円掛ける13日で1,950円です。そして、清掃業務、田村君、1時間500円、21時から22時、男湯の浴槽及び洗い場清掃をやっています。13日掛ける500円は6,500円です。次は、これも清掃業務、金谷君、1時間500円で、21時から22時、1時間、これも13日掛ける500円で6,500円です。吉田さんが1時間500円で、21時から22時、1時間、男湯、女湯の脱衣かご、床の掃除、玄関の掃除、トイレ掃除、その他をやっています。あと、男湯、女湯の脱衣室の全般掃除は、500円掛ける13日で6,500円。そして、会計業務が熊谷さん、営業の売り上げ、郵便局へお金を預けるとか、1カ月3,000円です。それで、合計12万1,300円となります。以上です。

委員長

今人件費にかかわる説明がされました。

清水

各委員から質疑を受けたいと思います。質疑ございますでしょうか。

資料の2枚目と1枚目で、両方男湯の浴槽及び洗い場清掃となっているので、これはどちらかが女湯ですね。

(何事か言う声あり)

清 水 1枚目と2枚目で田村さんと金谷さんがそれぞれ男湯の浴槽及び洗い場清掃、
同じ表現になっているので、どちらかが女湯ですね。確認です。
(「間違えました」と言う声あり)

篠田副組合長 田村君が男湯、金谷さんが女湯です。
清 水 一点一点質疑していいですか。
委 員 長 はい。
清 水 確認ですけれども、受付業務の篠田さんと田村さん、250円と150円となっているのは、2人でいるのだけれども、席に着いたり、1時間の間で席に着くのがかわるということでこういうふうに割り振っているということで確認していいですか。

遠藤組合長 今清水委員が指摘されたことに対して、15時30分、当たり前なら14時30分から営業なのですけれども、受付の吉田さんは仕事の都合で15時30分からでなければ出れないのです。それでもって、14時30分から15時30分まではうちの篠田と田村君に受付業務と検温とか、そういうのをお願いしているのです。だから、これは本来ならば400円で1人なのですけれども、うちは前回も言ったように受付業務を1人ではさせることはしていません。なぜかといったら、前々女の風呂に入ったとか、のぞきをしたとかという問題が起きたのです。それでもって、私は1人ではだめですと、2人つけなければ、そしたら2人つけたら400円の400円で800円になるので、400円で半分半分、250円の150円でやってくださいということをお願いしてやっています。

清 水 受付業務、吉田さんが1時間400円と、今のご説明でも男性2人で足して400円ということを書かれておりますけれども、あるいは清掃業務が1時間500円ということを書かれていますが、最低賃金ということについて、皆さん最低賃金より低い給料を払ったらだめだとか、最低賃金は守らなければならないという法律があるのは知っていますか。
(「はい」と言う声あり)

清 水 知っているのであれば、どうしてこういう安い賃金で雇っているのでしょうか。
遠藤組合長 今清水委員のご指摘の最低賃金というのは、私も知っております。でも、今最低賃金715円ぐらいか、その賃金を支払うとなれば組合の経営は成り立っていかなくなるのです。人件費だけで莫大なお金がかかるのです。それでもって、賃金という言葉は私は使いたくないからそういう話はしないのですけれども、うちの団地の人に協力してもらおうという形でしてもらっているのです。だから、賃金というような話をするとそういう問題が起きてくるので、なるべくそういう話をしないで、ボランティアみたいな感じなのですけれども、うちの町内のために何とかしようという人間が集まっているのです。だから、400円で今やってくださいといっても誰もやらないです、間違いなく。でも、この町内のお風呂を維持するためには、やはりそういうところから切り詰めていかなければやっていけないと私は思っているのです。
以上です。

清 水 次に、管理業務なのですけれども、私も施設を、設備を見に行きました。そうすると、一度ボイラーで3トンぐらいのタンクをいっぱいにすると、しかもそれを65度にするのだという、これだけで3時間半ぐらいかかるということらしいのです。今度お湯を張るのにこれから1時間ぐらいかかると。これには出ていませんけれども、8時前に出ていって、足したら4時間半です。その間自動

でとまる場合ととまらない場合、蛇口なんかはとまらないので、蛇口をとめに行ったりということで、途中は家に帰ったとしてもずっと拘束されています。そういう時間も労働時間として賃金を払わなければならないということは知っていますか。

遠藤組合長

清水委員の今おっしゃったのは、要するに空き時間ということですか。空き時間はうちに行っているということですか。それは、確かにボイラーとにらめっこするわけでないですから、ボイラーをかけている間はそばでテレビを見たりします。でも、長時間離れるということとはできません。それは、何かあったとき困るので、それは少し表へ行って空気を吸うとか、テレビを見たり、新聞を見たりすることはできますけれども、長時間機械から離れるということとはできません。サーモスタットがついていて5分に1回かかるような状態にしておいても、機械ですからずっとかかりっ放しになるときもありますし、そうなるとうどうなるかといったら、うちはボイラーをまず沸かして、そのボイラーの沸かしたお湯が次のタンクに入るのです。ためておくのです。そうすると、このボイラーがもし万が一とまったりなんかするとお風呂の水が水になるのです。生ぬるい30度ぐらいになるときがあるのです。そういうことが発生した場合に困るので、長時間離れることはできません。

清 水

今のようなことを聞いた後に、最後にお聞きしたいのですけれども、結局最低賃金より安い賃金でボランティア的にやっておられると。設備もひがしの湯の場合はそういう一回タンクにためるといことがなくて、家庭の瞬間湯沸かし器のような状態で1時間もかからないうちにお湯を全部張れるらしいのです。そういう設備と違ってなかなか時間を短縮するといっても限界があると。そして、ひがしの湯は循環型でないので、要するにろ過もしなくていい、一回一回お湯を抜くので、小まめにゴミをすくったりする必要もないらしいです。そういう意味で今の状態であれば、例えば今の3分の1に人件費を削れとか、最低賃金を守ったら働く時間を3分の1ぐらいにしないと恐らく12万円ではやっていけないと思うのです。そこで、お聞きをしたいのは、皆さんの年齢も考えたらできるだけ早いうちに、まずは補助金を上げていただくということの請願が出てきましたけれども、できれば市の直営にしてほしいということについて、そういう考えもあるかどうかについてお聞きをしたいと思います。

委 員 長

今の質疑内容は、さいわい湯を市の直営で運営してくれるということについてのお考えはあるかということです。

遠藤組合長

本来ならば市のほうで管理してもらったほうが、私はいいと思っています。でも、私たちは、団地のお風呂ですから、早く言ったら、団地の人がやらなければならないと思ってやっているわけなのです。このままの状態であれば私たちはできなくなるということで、私の気持ちとしては、市のほうで管理してほしいと思っております。

委 員 長

そのほか質疑ございますでしょうか。

田 村

さっきからお聞きしていると、ボイラーのことで苦労していると思うのですが、ボイラーを取りかえたらこの少しずつの調整とか、こういうのは要らなくなるのではないですか。

篠田副組合長

ボイラーと今言いましたけれども、6トンのお湯を入れるのには確かに1時間半で入れることはできます。できるのだけれども、灯油を少しでも使わない方法を考えて3時間半かけて少しずつ出しているということなのです。

遠藤組合長

今篠田が説明したのにつけ加えたいのですけれども、前日も委員から1時間ぐらいでお湯を張れるのではなかろうかという質疑があったのです。1時間で張るということは、まず水を張るのであれば1時間で張れます。でも、1時間でお湯を出すと、そのお湯の水は30度ぐらいになるのです。20度以下になります。そしたら、ボイラーで出すお湯は出せるけれども、中に入れないので、今度補助ボイラーで沸かさなければならぬのです。そういう状態が起きるので、今やっているのは、浴槽の蛇口は絞っています。そして、その状態でボイラーのエンジンをかけて、サーモスタットで5分ぐらいかかってはとまり、5分かかってはとまるような状態にしてお湯を張っていく、そうすると大体風呂の温度が四十七、八度から50度ぐらいを保つのです。それでなければ、じゃあつとやるのなら簡単だ。さっきうちの篠田が言ったけれども、燃料はもちろん食うけれども、1時間で張ってしまうと浴槽のお湯でなくて水になります、これは間違いなく。そのために私たちが時間をかけて、大体5分に1回でかかるようになると65度ぐらいのお湯が流れてくるというふうにして、3時間半は間違いなくかかります。夏季の間でも3時間半かかります。冬季の間は4時間かかる場合があります。それは間違いありません。ボイラーというのは、かければそのままの温度になっているかといったら、ならないのです。70度なら70度に設定していたら、85度の設定までできるけれども、そうしたらパンクします。だから、75度ぐらいにしかできないのです。そのお湯を一気に出してしまうと、3トンのボイラーで6トンのお湯を張らなければならぬのです。そうすると、まるっきり、水です。そうしたら、今度はどうなるかといったら、補助ボイラーでかけなければならぬ。補助ボイラーは1時間以上もかけていると焼きつけを起こします。家庭のお風呂でかまといいます。灯油で風呂を沸かしている、煙突がついて。そのいいやつが補助ボイラーというのです。だから、それを1時間も2時間もかけていると間違いなく焼きつけを起こします。

田 村

それで、随分手間がかかっているようだけれども、ボイラーの能力をもっと上げたボイラーにしたらそういうことをしなくてもいい。ボイラーのことは余り詳しくわからないので、ボイラーが小さいからそういう手間をかけているのか、こういうたくさんの水を張るのに5分置きだ、10分置きだなんていうのはまずいと思うのです。

委 員 長

今の質疑は、今既存で使われているボイラー、補助ボイラーもありますけれども、そのボイラーの性能をもう少し大きなものにかえると時間的なご苦労というのはなくなるのかというご質疑です。

遠藤組合長

私も機械の専門のほうはちょっと疎いほうなのですけれども、できないこともないと思うのですけれども、多分無理だと思います。今つけている補助ボイラーは、私が見た限りではかなり大きいものです。小さい家庭につけるようなボイラーではないですから、多分無理だと私は思います。

委 員 長

そのほか質疑ございますでしょうか。

窪 之 内

先ほどの資料の1ページ目の受付の業務のところではいろいろ問題があるので、1人ではやらせていないとおっしゃっていたのですが、篠田さんと田村さんは確かに2人いますが、その後の15時30分から21時までは吉田さんが1人しかいないと思うのですけれども、違うのでしょうか。

遠藤組合長

15時から21時までの間は、管理人が1人必ずいます。受付と管理人さんが必ず2人になっています。

委員長 今質疑されたのは、15時30分までは篠田さんと田村さんお二人おられるのですけれども、その後の15時30分から21時までには吉田さん1人なのではないかということです。

遠藤組合長 違います。管理人が必ずそばにいます。だから、篠田か遠藤かどちらかがついていています。だから、必ず2人はいます。

窪之内 必ず2人いなければならないということは、多分ひがしの湯との比較でいえばそういう状態ではないですけれども、そういうことであれば受付と管理、2人常時受付にいて仕事は何をやっているのかというのがよくわからなくなってくるので、ひがしの湯の例でいえばそうやりながらいろんなかごの片づけとか何かもできるのかなというような気もするのですけれども、その辺は受付って番台のところにいるということになるのですよね。そこに2人がいるということなのではないか。

遠藤組合長 今最初に言ったことに対して、2人いなければならないのかという質疑ですよ。それは、2人いなければならないのです、間違いなく。なぜかといったら、受付に座っているけれども、その人が機械場まで走るのにもし何かあったら困ります、そこに現金を置いているのですから。それと、機械は女の人が簡単に操作できる状態でないのです。階段をおりていって、そして補助ボイラーの、うちの施設もわかりづらいのですけれども、施設が設計ミスというのか、温度を沸かすときにレバーというのがついていて、それを上げたり下げたりしないと、女のお風呂のお湯がみんな男のお風呂に入ってしまうのです。だから、それを10分以上やってしまうと女のほうのお風呂が何もなくなる、そのために管理人が必ず走っていかなければならない。そして、その業務ができないのかといったら、うちの規模はさっき言ったように東町のお風呂とは全然規模が違うのです。清水委員にも見てもらったと思うのですけれども、うちの風呂は銭湯を小さくしたものと思ってもらえばいいのです、サウナがないだけで。そして、ひがしの湯のほうも私は見に行ったことがありますけれども、あそこはカランが3つでユニットの浴槽です。だから、そこからこのぐらいの幅があります。うちはそうではないですから、1人ではできないのです。検温したり、機械を見たり、でも機械をいつも見ているわけではない、見ればわかることだから、多分検温したり、いろんなことをするのにやっぱり管理人が必要なのです。それと、受付の業務はお金を扱っていますから、それを私は信用しています。信用できなければ使えないのです。受付業務のお金の管理のほうは、受付に任せているのだけれども、機械のほうまではできないと私は思っています。

窪之内 受付に2人いると言うから聞いたので、今の説明でいえば1人は管理なのだから、管理をやっているということで、番台は1つしかないから、受付の吉田さんという人は動かないのですよね。何か聞くと吉田さんも機械室に行くような感じがしたのですけれども、吉田さんのほかにいる管理人というのが機械室に行ったり、ボイラー室に行ったりするというのはわかるのですが、吉田さんもそうしたことはあるというのはよくわからないのですが。

遠藤組合長 今委員が言ったのは、14時30分から15時30分の間の2人ということですか。
(「15時30分から21時まで」という声あり)

遠藤組合長 14時30分から15時30分の間の2人というのは、受付ではないのですけれども。

窪之内 15時30分から21時までの受付は、吉田さんのほかに管理人の遠藤さんか篠田さんがいると言っていたので、受付業務に2人いるのではなくて、受付プラ

ス管理業務の人がいる、何かあればそういう内部的にも管理をしているということなのだと思うのだけれども、先ほど吉田さんも機械室に行くというようなことをお話ししていたので、受付の吉田さんもボイラーの管理とかに行くことがあるのでしょうか。

委員長
篠田副組合長

質疑の内容はわかりましたでしょうか。よろしいですか。

それはありません。吉田さんは、必ず受付だけです。

（「吉田さんって女性だよな」と言う声あり）

（「はい」と言う声あり）

（「女性だから1人でいいんだよね」と言う声あり）

窪之内

受付が女性だから1人でよくて、男性だから2人でというのは、意味がよく私はわからない。女性だから1人でいいという意味がよくわからないのですけれども。

遠藤組合長

お風呂は、女湯と男湯があります。でも、男の人が女湯に入ったらだめだということはないと思うのですけれども、何かあったときに入ったときに騒がれたら困るのです。そういうことがあったのです。それで、必ず受付を1人女の人を使って、女の人で女のお風呂に行ってもらおうというようにしています。蛇足ですが、ひがしの湯も私が行って聞いたときには受付は管理人の奥さんです。本当はお父さん1人でいいのだけれども、うちはまた女のほうでカランが3つしかないので、トラブルが起きるということです。その都度男の人が入っていけないので、私がここに座っているのですという話を聞いてきました。そういうことで、うちでは女の人を必ず1人つけているということです。

委員長
木下

そのほか質疑ございますでしょうか。

1つだけ確認なのですが、人件費の中で管理人の篠田さん、1日2,500円の13日分、受付業務の中に篠田さん、これは奥様か、同じ方ではないということを確認していいでしょうか。

篠田副組合長

女の人ではありません。

（「同じ方ですか」と言う声あり）

篠田副組合長
木下

僕がやっています。

そうしましたら、管理人の篠田さん、1日2,500円、13日分、受付業務、篠田さん、1時間250円の13日分、3,250円、2時30分から3時30分、ダブっていないかと思われませんが、いかがでしょうか。

篠田副組合長

ダブってはいません。これは、結局1時間、2時30分から15時30分というのは受付、吉田さんが来る間の1時間ですから、どこもダブってはいません。

木下

私が言っているのは、管理人の篠田さん、1日2,500円、この管理人の1日分と1時間分がダブっていることはないのでしょうかという質疑です。

委員長

今質疑したのは、管理人の篠田さんと受付業務での篠田さんの時間帯、多分受付業務は14時30分から15時30分の1時間ですね。この時間に管理人としての時間がダブっていないのかということだと思います。

遠藤組合長

委員の言われたことは確かなのです。でも、管理人は1時間幾らで私たちはやっていないと思っております。1日幾らと思っておりますので、でも今言われたようになぜ受付業務ができないのかと言われれば、それは私はなるほどなと思います。でも、14時30分から21時までの間は受付業務ということになっていますので、そして受付が1時間遅くなるからということで、来るまでうちの篠田と田村にやらせているのですけれども、そう言われたらなるほどなと思

委員 長 うもので、それは後から検討してみます。
木 下 一応検討するということによろしいですね。
委員 長 はい。
そのほか質疑ございますでしょうか。
(なしの声あり)

委員 長 それでは、これにて質疑を終結いたします。
請願者の皆様は、本日再度ご出席いただきまして大変ありがとうございました。
ここで暫時休憩いたしますので、請願者の皆様はここでご退席していただいて
構いません。本日はどうもありがとうございました。
それでは、10分間休憩いたします。

休 憩 14 : 10
再 開 14 : 22

委員 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
前回の委員会におきまして資料要求された共同浴場の人件費についての説明を
所管のほうから求めます。

原田副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 所管からの説明が終わりました。
これより質疑を受けたいと思います。質疑ございますでしょうか。

清 水 5点お聞きしたいと思います。
まず、この人件費の中でボイラーの運転に非常に時間がかかるというか、手が
かかるということについてですが、先ほど請願者にお聞きしたところ、浴槽に
48度とか49度で入れないと追いだきボイラーを頻繁に使わなければならなくな
り、そうすると燃料を食うので、本ボイラーで常に四十八、九度で出したいと
いうのがその大きな理由だと思いました。ひがしの湯が恐らく1時間以内に45
度とかで給湯できるということで保健所も通っているわけだから、要するに瞬
間湯沸かし器系だから保健所も通ると思うのです。だけれども、瞬間湯沸かし
器系でないものについては、70度を一回ためなさいということなのだろうと思
います。所管のボイラー運転が手間がかかるということ、時間がかかるという
ことについてのお考えを伺います。

2点目は、ひがしの湯とさいわい湯のボイラー性能、どれぐらい違うのかとい
うのをお示しいただきたいと思います。

3点目は、特にこれも管理にどれぐらい手間が違うのかということで、さいわ
い湯は循環ろ過式ですよね、火曜日には一回抜けたものに新しい湯を張るけれ
ども、木曜と土曜は大体3分の1は捨てて新しく3分の1を足して追いだきも
すると、そんなことらしいのです。循環ろ過式のさいわい湯と完全流水式のひ
がしの湯、これによる管理の違いをどのように考えているのかと。

4点目は、私は資料要求する中で最低賃金かどうかということについての調査
も求めたのですけれども、全くそれについては触れられていないので、お伺い
をしたいと思います。

5点目、最後ですが、掃除をするに当たってさいわい湯を見に行ったら、タイル
状だったのです。一般的にタイルの目地のところはすぐかびやすいというこ
とからいうと、さいわい湯は天井も全部含めて全くかびていない。だから、本
当にきちんとやっているということはわかるのだけれども、逆に言えばそれだ
け時間もかけて洗っているということです。そういうことについて結果として

最低賃金を下回るような賃金で時間をかけて運転をし、掃除もすると、そんなことを組合はやってきているのだけれども、そういうことについてどういうふうに認識、把握しているか。

以上、5点です。

配野課長

4点目の最賃かどうかのことには一切触れられていないという清水委員のお話でしたが、まずこの資料の人件費の算出基準等にお示ししているとおり、ひがしの湯については基本的に最賃を使って積算をしていますという説明をさせていただきました。ただ、さいわい湯については、最賃ではなくて独自の設定による額を使っていると。ひがしの湯については、お一人でやられているので、簡単にこういうふうにして積算はできるのかもしれませんが。さいわい湯については、何人か重複される部分があるというようなこともあって、これは想像ですけれども、ダブっている時間については1時間分の単価ではなくてもいいという考えなのか、そこは確認したわけではないのですけれども、ダブっているところもあるので、こういうような積算単価にしているのかという想定というか、想像ですけれども、そんなところで考えています。

5点目の掃除の部分ですが、ひがしの湯についても浴槽というか、おふろ場のほうはタイルです。掃除についてもお一人ですけれども、2時間かけて、実際見てきていますが、やられているというのは確認をしています。だから、面積もそうですが、つくり等についてもさほどさいわい湯とひがしの湯については変わらないと、そういった中で業務をやられていると考えております。

原田副主幹

3点目の管理の手間の違いということですが、ひがしの湯につきましては追いきができないということもありまして、1日終わったら抜いて、また次の営業日に新しいお湯を入れて温めて使うということになりますけれども、さいわい湯のほうは土曜日に一回全部水を取りかえるというような形で、木曜日、火曜日については残った水に当然ごみ等が残っているわけですから、それを除去したりとかという手間もかかってくるでしょうし、ガスのほうはスイッチ一つで運転を自動的にしていきますけれども、ボイラーについては一回ためて、それをどうとかという手間は、その辺は違ってくるという認識はしております。ただ、1点目、2点目の詳しいボイラー等についての性能の違いというのはちょっと把握しておりません。

清 水

まず、最低賃金についてですが、今答弁でダブっている分についてはということと言われたのですが、ダブっているのは1時間だけなのです。1時間の中の篠田さんの分だけなのです。ほかはダブっていません。清掃の500円とか、受付の400円とか、これはダブっていない単価なのです。これについて、何かこれもダブっているかのような認識のもとで答弁されたのではないかな、そんなわけではないと思うのだけれども、それでもう一度お聞きしますけれども、最低賃金ではない単独の賃金でやられていると、そうやってずっと答弁されても困るのです。これは、公設民営の組織で、最賃法を守らないと。組合もきちんとした雇用主なのだから、ここで働いている人は組合に雇用されているわけでしょう。だから、最賃法を守らなければだめなのです。守らなくてもいいというような何かニュアンスの答弁に聞こえたので、そこを確認をしたいと思います。守らなければならないのか、守らなくていいのか、それがまず1点目です。

2点目は、結局手間がかかる施設なので、最低賃金を割り込むような賃金でボランティア的な要素も含めながら運営されてきたということについて認識をし

ているかと聞いたのだけれども、そこまで含めた答弁はなかったので、もう一度伺いたいと思います。

配野課長

まず、一番最初のダブっているという、うまく通じなかったのかもしれませんが、ひがしの湯に比べると、ひがしの湯についてはお一人でやられています。それと比較してみますと、ひがしの湯をベースにすると1人でできるところを結局ダブっている人の時間帯があると、そういう意味でのダブっているという説明です。だから、1人でできるのかなというところから、違う人がいる時間帯はその時間帯がダブっているというような説明になります。

それと、ボランティア的要素ということですが、これにつきましては組合の方に何時間前からスイッチを入れれば営業時間まで間に合うかという確認はしていませんが、ひがしの湯につきましては2時間前にすれば要は足りているといったところで、ボイラーの性能というか、ガスなり灯油なりの違いはあると思いますけれども、3時間前なり4時間前なりでスイッチを入れれば何とかなるというような、間に合うというような考えもあります。ボランティア的なところで出ているという考えはないです。出た時間、かかった時間はそのまま最賃の積算ではないですけれども、人件費に反映されていると考えております。

清 水

今の答弁で答弁を確定させるわけにはいかないのです。一番わかりやすいのは、清掃です。あるいは、吉田さんという方がやっている受付です。吉田さんは、僕は何回も行って見ているけれども、ずっと受付のところに座っています。2人で交代してやっているようなことはありません。ですから、この2人、まず受付の方、ほとんどやっている吉田さんという方、清掃についてはそれぞれ分けて1時間でやっているわけです。先ほど副主幹のほうからも清掃についてはほぼ同じような状態だということが答弁されたわけだから、ところが課長は1人でやることを2人でやっているみたいなことを言われたことについては、私はそれは明らかな認識の間違いだし、もしそれを確定した答弁だということにするのであれば明確に根拠を述べてください。1人でできる業務を2人でやっているということの明確な根拠を述べてください。

配野課長

清水委員が明確と捉えられるかどうかはわかりませんが、先ほども申し上げましたひがしの湯についてはお一人で、火曜日を参考に見ますと14時から16時まで清掃をやって、営業の始まる16時から受付をやられて、20時までやられていると。これをベースで考えますと、さいわい湯につきましてはまず来られたらボイラーのスイッチを入れて、営業を始めるまではボイラーについて見てもらうというようなことができます。営業が始まった時間については、ボイラーを見つつ、ひっきりなしにお客さんが来るというほど繁盛しているところではないというのは認識していますので、受付もあわせてできると。営業が始まる前には、ボイラーを見ながら掃除もできるというようなことで考えています。

清 水

今のような答弁を確定答弁だということであれば、これ以上はやりません。これまで20年間さいわい湯が運営されてきているわけです。公設民営なのです。ボイラーの設置者あるいは所有者は市ですから、どういう運転が好ましい、また浴場での働き方についてもこういうことが望ましいというのは市は全然かわってきていないのですか。まるで1人でやることを2人でやってきたことを組合が勝手に決めてきたことだと、全く指導はしてきていないのだということなのか、それとも指導したけれども、組合が言うことを聞かなかった、組合との調整がとれずに組合が独自の考えで進めてきたということなのか、当然どち

配野課長

らかだと思うので、伺いたいと思います。

これまで営業を続けてきた中で市がどうかかわりをしてきたかということだと思います。ボイラーの運転、それから人件費の積算根拠等、今回この請願が上がってきたというのは営業が赤字になったからというようなことなのだと思います。それまでは正常にといいますか、順調に営業されていたので、そこまで踏み込んで市がかかわったということはないと考えています。

清 水

そこまで踏み込んだことはないと言うけれども、平成22年度には50万円以上の補助金を出しているわけでしょう。そして、その翌年から道の補助金制度に変えたわけでしょう。その50万円を出したときにダブって働いているのだったら、おかしいでしょう。課長の言うように、1人でできることを2人でやっているという人件費を出してきているのだと、しかもその結果最低賃金を割っているということであれば、50万円の補助金なんか出せないでしょう。ふさわしくないでしょう。ということは、踏み込んでいないにもかかわらず50万円補助したと、そういうことだったということですか。

委 員 長

答弁調整のため暫時休憩いたします。

休 憩 14:48

再 開 14:50

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

石川参事

今までいろいろとありましたけれども、補助金の関係もありますが、まず前段の話としましてさいわい湯、これをつくったときから20年ほどたっているのだと思います。請願を受けて物を建てるというときに、こういうようなものを建てるということで、そのときの最新鋭といいますか、一番いい効率のボイラーをつけて運営を開始するということだったと思います。そして、その維持管理について組合をつくっていただいて、その中で協定を結びながらやってきたと。その経過、灯油ですとか、そういうものの値上がりの部分もあるでしょう。当然そういうところから全体の収支を見たときに、50万円というのはその全体の収支を見たときにどうだったかということで市と話をして補助金を出したという経過だと思います。人数も減ってくると、そういうような形から今現在に至って道の補助金も20万円、そして市の補助金も20万円ということになるろうか、そういうような経過があると。これからについてはどういうふうになるかわかりませんが、当然いろんな諸物価等々の値上がりもございましょうから、それについては市としても黙ってはいられないというようなことでございます。

それと、ボイラーでございますが、何もしないで今までいたかということではございません。10年前に既に1度160万円をかけてボイラーを整備しております。ですので、これについては当然やりっ放しということではないということでございます。

それと、先ほどボイラーの関係がございましたが、ひがしの湯でございます。ひがしの湯については、当然新しいということです。比較されるのは、さいわい湯とひがしの湯とどうなっていると。今の論議の中でございますが、当然ひがしの湯は新しいです。そのときの一番管理のしやすい方法を考えて施設をつくっているということで、このような施設になったときにその管理組合ということでどういうような体制をとるかということで今になっているということでございますので、単純に個々のことで市が補助金を出しているという判断で

はなくて、全体のものを見て進めてきているということでございます。
以上です。

委員長
窪之内

そのほか質疑ございますでしょうか。

1点だけ伺います。

組合から出されてきた資料との比較と今出されたものの中で管理人の①、②のことについてなのですが、市の所管から出されてきたので見ると火、木、土と主の管理人は1人しかいないとなっていて、受付の補助のところに1時間入っているとなっているのですが、私は組合との質疑の中で常時2人いる、だから1日2,500円なのだと説明を受けていたつもりなのです。私のほうの認識が違っているのか、役所の資料のほうの認識が違って出されたのかを確認したいのです。

原田副主幹

私が組合の方に確認して資料をつくったのですけれども、管理の業務というのは、業務的には当然1人いれば足りる業務なのです。実際月の報告自体も13日例えばありましたら、6.5日分を払っていますということで報告を受けています。これはどういうことですかと聞いたときには、1日置きにというようなことで私は伺っていましたので、1日に2人の体制でやっているという理解はしておりませんでした。2人でやっているというのは、例えば冬場に雪が降ったときに管理人2人が出て朝除雪しているという話は聞いておりますけれども、ふだんのボイラーの管理にかかわる部分は1人で十分なので、1人でと伺っております。

窪之内

どうもそれであれば組合の資料が、1日5,000円という単価で出てくるのが当たり前だと思うのです。1日5,000円で13日だから、7日と6日とかと分けてくるのだったらいいのだけれども、そこら辺は所管と違うので、後ほど確かめたいと思うのですが、あと勤務状況調べの⑤ボイラーの操作に清掃にかかわっている人が午前中出ているのです。150円払っているとなっているのですが、これも先ほどもらった組合の資料にはそういった人に払っているお金、人件費の積算が出てきていないのですが、それは組合が間違ったと受けとめていいと思いますか。

原田副主幹

私は、組合の資料を実際に見たわけでもないで、わかりませんけれども、私が聞いたところによりますと午前中ずっとその場所にいるわけではなくて、たまたま家が浴場に近い方で、その方が午前中に2回、冬でしたら3回ぐらい作動しているか見に行くという、その方に対して150円だけれども、払っているというようなことでお話を聞いております。

窪之内

そうということで、結局組合と役所との関係と組合がここで話したこととの関係で、こんなボイラー操作の補助の人が別にいるという話も初めて役所の資料でわかったということなので、その辺の役所やここの説明に不十分なところがあったということで認識しましたので、終わります。

委員長

そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、以上をもちまして請願第2号に対する質疑を終結いたします。
ここで暫時休憩をとりまして、後ほど討論という形になりますが、15分間休憩を入れて3時15分より討論に入りたいと思います。
暫時休憩いたします。

休 憩 14:58

再 開 15:17

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本委員会に付託されました請願第2号 公設民営による「さいわい湯」の運営改善を求める請願書について、これより討論に入ります。

討論の順序につきましては、前回の委員会にて決定しておりますとおり、市民クラブ、新政会、公明党、清水委員の順となっております。

それでは初めに、市民クラブ、木下委員、お願いいたします。

木 下

私は、市民クラブを代表して厚生常任委員会に付託されました請願第2号 公設民営による「さいわい湯」の運営改善を求める請願書の1については可とし、2と3については否とする立場で討論を行います。

初めに、開西団地を初め周辺地域住民の生活の基本でもある入浴の機会確保のために日夜奮闘されている共同浴場管理組合の皆様には敬意を表します。また、厚生常任委員会に趣旨説明並びに質疑へのご答弁のため2度お越しいただきましたことにも感謝を申し上げます。

請願を審査するに当たり、関係者と所管部署への質疑並びに資料要求を行い、慎重に審査を行いました。その結果、さいわい湯は平成22年度までは補助を受けることなく運営を続けてきましたが、平成23年からの灯油高騰による経費増によって平成23年度から赤字を余儀なくされました。現行で北海道と滝川市からおのおの年間20万円の補助を受けていますが、赤字を解消することはできず、短期の借り入れや未払いが続く状況にあることが理解できました。こうした現状を踏まえ、以下請願の1から3について意見を述べさせていただきます。

1については、安定した運営を継続するための助成を求める内容であり、可とするものです。本市の団地内共同浴場は、さいわい湯とひがしの湯の2カ所があります。2カ所とも団地建てかえにより共同浴場が必要なくなるまで市として継続のための対応が求められています。さいわい湯への助成額を決めるに当たっては、ボイラーの火入れ時間、営業時間、管理する人の配置、ピンク電話の廃止などの経費削減とともに、正確でわかりやすい経理など、経営改善を実施することが前提です。あわせて、ひがしの湯とのバランスもとるべきと考えます。

2については、単独団体のための改修費や資金繰りを目的とした基金創設については過去にもないことであり、資金繰りの大変さはわかりますが、時期尚早と判断し、否とします。

3については、お風呂のない団地は開西団地のほかに東町団地、緑町団地、江南団地などがあり、建設年度を踏まえた公営住宅ストック総合計画に沿って建てかえが進められています。開西団地建てかえを繰り上げすることは、他の団地への影響を与えることにつながり、反対です。

以上です。

委員長

ありがとうございます。

続きまして、新政会、田村委員、お願いします。

田 村

私は、新政会を代表し、本委員会に付託されました請願第2号 公設民営による「さいわい湯」の運営改善を求める請願書について、1の補助金を適切、妥当な金額に引き上げるについては可とする立場で、2の基金制度の新設の検討については否とする立場で、3の開西団地の建てかえの年次計画の繰り上げ実施の検討については否とする立場で討論をいたします。

さいわい湯は、平成4年に公衆浴場開西湯が廃業になったことから、市は平成5年2月に共同浴場を設置しました。開西団地に居住する皆様が滝川市幸町地区共同浴場管理組合をつくり、20年以上にわたり開西団地や地域住民の生活に必要な入浴、公衆衛生確保のためさいわい湯の運営管理を続けており、その努力は認めます。さいわい湯は、開西団地が建てかえられるまでなくてはならない浴場と考えます。管理組合の運営については、平成24年度の補助金として北海道から20万円、滝川市から20万円の補助を受けていますが、毎年入浴客は減少しており、苦しい経営であることは理解いたします。支出の8割が人件費と燃料費であり、特に灯油価格の高騰が赤字経営の要因であると思われることから、業務内容の再検討、経営の効率化、経費の節減を常に図ることが必須であります。さいわい湯は、今後も開西団地や地域住民に必要であり、公衆衛生は行政の使命であり、補助金の適切、妥当な引き上げは必要と考えます。

2点目の基金制度の新設の検討については、健全で安定した経営が第一であり、基金に頼らない経営が必要と考えます。

3点目は、市は公営住宅ストック総合活用計画を策定し、団地の経過年数、地域の借家需要、敷地の高度利用の必要性や他の判定基準などから建てかえを計画しています。今建てかえ年度の繰り上げを行って公営住宅事業特別会計が大幅な赤字になっては、公営住宅事業自体が成り立たなくなります。当分の間は、総合計画を見守るべきであります。

最後に、今後とも幸町地区共同浴場管理組合と市が協力し、さいわい湯の安定した経営が続けられるよう要望し、新政会の討論といたします。

委員長
副委員長

続きまして、公明党、堀副委員長、お願いします。

私は、公明党を代表し、請願第2号に対し賛成討論いたします。

ひがしの湯を抱える議員として、さいわい湯の状況を理解するものであります。公設民営さいわい湯は、利用客減少、さらに灯油高騰により赤字経営の状況にあります。地域住民のために存続させねばならないと考えます。また、管理組合の皆さん方の努力だけでは限界があり、行政の支援、指導が必要であります。その上で(2)の基金制度に対しては、各コミュニティセンターの運営管理も地域に委託していますが、厳しい運営の施設もあります。したがって、この要望は検討するのが望ましいと考えます。しかし、運営上慢性的に借金をしている現状は改善されなければなりません。私の提案は、市、道の補助金各20万円を年度当初に市が40万円貸し出すのがベストと考えます。そして、決算時に赤字があれば補填するのが最適と考えます。また、市税が投入されている以上、透明な会計、運営がされるよう市の指導を要望して討論といたします。

委員長
清水

最後に、清水委員、お願いします。

日本共産党の清水雅人です。私は、請願第2号を可とする立場で討論します。さいわい湯は、1993年2月に滝川市が建設し、組合が運営してきました。運営が厳しくなり、2011年から市独自の補助金を初め、昨年度から道の制度により補助金を受けてきました。しかし、燃料の高騰が続いたため、2012年2月から営業日数週4日を3日に減らすなど、生活の質を下げることを余儀なくされましたが、赤字状態が続いています。請願では、このままでは赤字が膨らみ、運営できなくなるとし、1、補助金増額、2、資金繰り対策としての基金の検討、3、浴室付きの開西団地の早期建設を求めています。委員からの質疑に対して、さまざまな苦勞が語られました。また、年間6,000人以上が利用する共同浴場を

清潔に保ちながら、安定して安全に運営するためにボランティア的な努力が続けられていることも明らかになりました。しかし、最低賃金を割り込む実態はすぐに解決しなければなりません。ボイラー運転については、15時間半に及ぶ時間のうち手待ち時間として拘束される時間が多く含まれています。清掃と受付でも最低賃金以下であることは明らかです。この点について所管は、1人でできる業務を2人で行っているのに、最低賃金未満で雇用されている認識はない趣旨の答弁を行いました。最低賃金法に反する認識です。また、これまで組合に踏み込んだ指導はしたことはない趣旨の答弁もありました。公設民営の施設として大いに疑問です。

今後の問題として何点が課題を提起します。1点目は、タンクに湯をためて湯を張り、温度調節をするためにかかる5時間のうち実働は一、二時間ですが、手待ち時間も拘束されるわけですから、賃金支払い義務が生じます。時間を減らすのであれば、完全自動化やボイラーの取りかえが必要と考えます。

2点目として、開店時間帯の勤務員の人数についてです。男湯、女湯があることからという理由で、男女各1人が必要かどうか、また1人の場合どんな問題が考えられるのか検討が必要です。いずれにしても、最低賃金を守りながらの勤務体制づくりは困難を伴うと考えます。

3点目として、入浴時間そのものを6時間半より減らすことについてです。早い時間帯が人気があることはわかります。また、仕事を終えた方が入るためには9時より閉館時間を早めるべきでないと考えます。時間を短くする目的は支出減ですが、仮に1時間減らした場合、浴槽温度維持のための燃料減はそれほどにはならないことが予想されます。人件費は、最低賃金で2人として1カ月に2万円、年間に24万円程度の支出減が図れます。一方、入浴者が4人減れば1,600円で毎月2万800円、年間で24万円を超える収入減になります。2時間を減らす場合も同じようなことが考えられます。今後は親身に相談に乗り、どの程度の補助金増額が必要かを定めることが求められています。

次に、資金繰りについてですが、資産を持たず、入浴料と補助金以外に収入がない団体が公設民営で運転、管理すること自体について再検討する時期に来ていると考えます。次善の策として、余裕のある補助金を出して運転資金が不足しない程度の余裕をまず持たせることが求められます。その際に市の財源としての基金、あるいは資金繰り用の補助金をつくり、それを管理する基金など検討が求められます。

次に、建てかえについてです。風呂がない市営住宅の建てかえがおくれていることは、滝川市の最大の問題点の一つです。前倒しでの建てかえは、当然のことです。この点で北海道が風呂がついている道営啓南団地をエレベーターがないということで建てかえに向けた政策空き家に入る意向を示したことを申し添えます。

最後に、市の責任で運営しなければならないと考えているとの市民生活部長の答弁のとおり、何かあれば市の責任は重大です。損害保険に加入する検討を求めます。また、今後10年間は必要な施設です。管理組合長は、市が直営することを強く望むと話されました。市の直営を検討することを求めます。

以上、討論といたします。

委員長

以上をもちまして討論を終結いたします。

討論要旨につきましては、整理をしまして9月3日まで事務局に提出していた

できますようお願いいたします。

では、今の討論の結果から、本請願に関しましては各項目ごとに可否が異なりますので、1項目ずつ採決をしたいと思います。

請願第2号 公設民営による「さいわい湯」の運営改善を求める請願書の項目1、当面赤字経営を打開し、地域住民の福祉と健康維持のため、市が現状年間20万円を助成していただいております。補助金を適切、妥当な金額に引き上げるよう早急に実現してくださいを採決いたします。

項目1を採択すべきものと決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議なしと認めます。

よって、項目1は採択すべきものと決しました。

続きまして、請願第2号 公設民営による「さいわい湯」の運営改善を求める請願書の項目2、資金繰りが厳しく、個人からの借入入れが常態化している現状を打開するため、滝川市として幸町共同浴場管理組合の独自対策として滝川市において基金制度の新設を検討してくださいを挙手により採決いたします。

項目2を採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手少数)

委員長

挙手少数であります。

よって、項目2は不採択とすべきものと決しました。

続きまして、請願第2号 公設民営による「さいわい湯」の運営改善を求める請願書の項目3、今後開西団地の建てかえ計画を促進していただき、各家庭に浴室を新設されるよう年次計画の繰り上げ実施を検討されたいを挙手により採決いたします。

項目3を採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手少数)

委員長

挙手少数であります。

よって、項目3は不採択とすべきものと決しました。

それでは、請願第2号 公設民営による「さいわい湯」の運営改善を求める請願書のうち、項目1、当面赤字経営を打開し、地域住民の福祉と健康維持のため、市が現状年間20万円を助成していただいております。補助金を適切、妥当な金額に引き上げるよう早急に実現してくださいについては、願意妥当と認め、一部採択するものと決しました。

お諮りいたします。ただいま採択した請願につきましては、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定させていただきます。

委員会付託事件審査報告につきましては、9月10日開会予定の第3回市議会定例会で行うこととし、報告書の文案につきましては正副委員長にご一任願えますでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議なしと認めます。

そのように決定させていただきます。

以上をもちまして本委員会に付託されました請願第2号 公設民営による「さ

いわい湯」の運営改善を求める請願書の審査は全て終了いたしました。
この後の日程につきましては、所管からの報告事項に入ります。
所管の準備ができるまで暫時休憩といたします。

休 憩 15:35

再 開 15:42

委員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

委員 長

2. 所管からの報告事項について

それでは、2、所管からの報告事項についてに入りますが、本日の報告内容等々は数多くありますので、質疑、答弁、説明等を簡潔にお願いいたします。
また、委員の皆様事前に申し上げます。議案関連事項につきまして、所管からの報告事項の2つ目、税外収入金の徴収等に関する条例等の一部を改正する条例、それから(1)、(2)、(3)、(5)、(9)、(10)、(11)が議案関連事項となっておりますので、よろしくお願いいたします。
それでは、市税等のコンビニエンスストア納付の導入についての説明を求めます。

○市税等のコンビニエンスストア納付の導入について

鎌田課長
委員 長

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

田 村

まず、2枚目の3の③の手数料、滝川市負担1件当たり65円ということで、これは納付書1枚に対する1件当たりの65円なのか。それと、全額納付した場合の手数料のカウントはどのようになるのか。

2点目、②の利用件数見込み4万7,800件と書いてあるけれども、これは全件数は何件ぐらいあるのか。

3点目が納付書の納期限、今までは何月までと納期限がありました。その納期限が同じように設定されていた場合に期限後のコンビニ納付は利用できないのかどうか、3点について伺います。

鎌田課長

まず、1点目でございます。1件当たりの単価なのかということでございます。現状では、納付書1枚当たりの単価ということでございます。ご指摘の部分の全納の場合ということですが、当然例えば4期のものが1回の納付、それから8期のものであればこちらも1回の納付ということになってございます。この点につきまして、現在何か効率的にこういった納付を行う手続ということで方法はないものかと検討しているところでございます。現状では、1枚1件当たりこの単価ということがスタンダードな形になっているということでございますので、検討を続けていって何とか効率よく行えるようにとは考えてございます。

それから、3点目の納付書の有効期限、納期限の部分ですけれども、納期限自体は変わるものではございませんけれども、コンビニエンスストア納付の納付書の使用期限ということであれば、とりあえず年度内は使えるようにということで今検討をしている最中でございます。

越前副主幹

先ほどの2点目のご質疑で、全件は何件になるのかということですが、約12万7,000件となっております。これに先ほどの65円を掛けた場合に、全件がコンビニに移行した場合約820万円ぐらいの手数料となると見込んでおります。コンビニ納付期限が切れた場合、年度内は使えるということですが、そ

田 村

の場合の滞納金はどうなるのか。滞納は後でまた請求が来るのか、コンビニ納付の場合は滞納金はないのか。

それと、全納、全部払う場合、これはやはり8件、4件だって枚数にすればすぐあるわけです。全納を促すためにもやっぱりこれは1枚のカウントでやれるように、手数料は減ることになるけれども、そういうふうにすべきだと思うのです。

それと、このコンビニ納付というのは、これによってかなり収納率が上がることも考えられるので、しっかりやってください。

鎌田課長

ご指摘の延滞金の部分でございますけれども、確定額になりますので、当然本税が納まった後で別途請求させていただくという手続になります。事前に連絡をいただきまして、例えばいついつ納付するのだというような意思表示をしていただければ、それまでの期間の延滞金ということで計算して納付書を再発行することは可能なのですけれども、基本的には確定額になってから請求させていただくような形になると思われま。

それから、再度全納の扱いについて引き続き勉強させていただきまして、ベストな方法になるようにということで検討させていただきたいと思っています。

委員長

そのほか質疑ございますでしょうか。

木下

この収納代行業者は、何件ぐらい見込んでおりますか。

越前副主幹

公募応募の件数というご質疑だと思うのですが、今のところはまだ何件上がってくるかというのはわからないところでございます。

木下

市のほうで何件ぐらいコンビニの納付の導入を考えているのかを聞きたいのと、もう一件は、納付から市のほうに納付しましたという通知が来るのは最大で何日かかりますか。

越前副主幹

まず、コンビニから来る通知ですけれども、速報と確報とがありまして、確定する確報というものについては5営業日ということになっております。

1つ目のご質疑なのですけれども、もう一度確認したいのですが、公募に何件上がってくるかということでしょうか。

木下

公募で何件でなくて、市内で何件ぐらいお願いするのかということです。

越前副主幹

市内単独のコンビニエンスストアと契約を結ぶわけではなくて、例えば市内には何種類か、ローソンとかセブンイレブンとかあるので、その本部と収納代行業者が契約を結ぶことになりますので、基本的には全国のコンビニエンスストアと考えております。

鎌田課長

済みません。1点補足します。

滝川市内であれば、全てのコンビニエンスストアが対象になります。

木下

先ほど営業日とおっしゃいましたけれども、コンビニで納めますよね、それから市のほうに木下八重子が納めましたという通知が来るのは最大で何日かかりますかということです。

越前副主幹

速報データというものについては、納めた翌日に滝川市に連絡が入ります。その後確報データ、確定しましたというデータは基本的には5日後という形になります。

委員長

そのほか質疑ございますでしょうか。

清水

セキュリティーについてですが、完全にデータ化されるということで、データ化されたものが今どこの大企業でもいろんな形でハッカーで流出するということが起きているわけですが、このいわゆる収納代行業者が使っている回線もそ

の例外ではないと思うのですが、仮に流出した場合の責任は具体的にどのような契約で考えているのか、それが1点目。

2点目は、納付するときに納付書がコンビニに渡りますが、その納付書は役所にどういう形で運ばれるのかと。どういうふうにセキュリティーを守りながら役所に返ってくるのか。

3点目は、江部乙支所で収納した場合、たしか磁気ディスクで本庁に送られるのか、あれもLGWANか何か、行政情報ラインが入っているのだね、そのあたりも確認します。

鎌田課長

まず、2点目から、納付書の関係ですけれども、コンビニエンスストア納付になりますと納付書という紙媒体がコンビニエンスストアで収納いたしまして収納代行業者に行って市に来ると、そういう紙データが来るということはないのです。あくまでも伝送データだけという形になるということがまず1点です。それから、江部乙支所の部分なのですけれども、現状であれば通常の銀行で納付しているのと同じ形で、それは紙媒体で現金と納付書を計算した形で市のほうに引き継ぎされているという状況だと認識しております。

越前副主幹

データのセキュリティー化ですけれども、公募の選定条件の中でデータが暗号化されているのかという選定条件もございまして、そういった中でセキュリティーについては確保していきたいと思っております。

清 水

まず、コンビニに行ったら納付書が、受領証はもちろん戻るけれども、1枚必ずコンビニに残りますが、それがどのように役所に返ってくるのかということ聞いたのです。

それと、もう一点ですが、暗号化ということを言われましたが、暗号化すればデータ流出しないという保証があるのですか、今盛んに起きているデータ流出のことですが。

鎌田課長

納付書のコンビニエンスストアに控えとして残った分、それはコンビニエンスストアの本部の控えとして残ることになりまして、それは市のほうには来ないのです。コンビニ納付の場合には、紙として来るものはないです。

越前副主幹

セキュリティーの問題ですけれども、その場合ですが、収納代行業者の責任においてその部分のセキュリティーが、個人情報等が漏れた場合についてはその責任は収納代行業者に負っていただくという形になっております。万全のものなのかというお話ではあるのですけれども、今のところのシステムを万全だと信じて業務を行っていかなくてはならないと思っております。

清 水

きょうはこの程度にとどめますが、1点目は控えがコンビニに残ったまま回収しないというのは考えづらい。やはりきちんと返してもらいたいと思う。どうやって処分するかなんてそれこそわからないでしょう。今全世界のいわゆるファストフード店等でアルバイトの方がいろんな犯罪に近いようなことをやっています。コンビニエンスストアがその例外だとは思わないです。4万枚を超える受領控えがコンビニに残る、それが場合によっては一般事業系のごみ袋に入ってしまうことを考えたらぞっとします。それについての対応については、一応今聞いておきます。

もう一点は、セキュリティーについては契約先が見るのはそんなのは当たり前の話です。ただ、弁済してもらえばいいという話でもないです。納付書の3分の1がここで払われるということになると、かなりの方の情報がそこで取り扱われるということですから、幾ら相手の責任だろうが流出したらだめなのです。

越前副主幹

住基カードのときの考え方が、あのときは絶対に流出しないのだと、第3、第4のファイアウォールで守るのだと、こういう答弁でした。今のは、流出しても、流出する可能性を否定しないわけだよね。それでは時期尚早も甚だしいのではないかと思います。

先ほどの答弁についてですけれども、流出したらという前提での質疑だったという判断をしましたので、流出した場合にはというご答弁をさせていただきましたが、基本的には流出はしないと考えております。

また、先ほどの残った紙媒体の関係ですが、それについては契約時、募集時にもそうですけれども、書類等についてはある一定の保存期間を置いていただくのですけれども、その後保存期間を過ぎたものについては破碎、裁断、溶解等の方法により第三者に復元ができないように破棄をするということをうたっておりますので、その点ご理解ください。

鎌田課長

1点補足します。

この制度自体は、全国、税、料の納付だけではなく、一般的にも標準的な支払いの方法として、生活様式の多様化ということで表現させていただきましたけれども、一般的な支払いの方法であるということでもまず認識をしてございます。ちなみに、736の市区町村がこの仕組みをもう既に導入済みであるということがまず1点ございまして、その方法についてもほぼ統一された形での手続ということになってございます。あわせて、いわゆる納付書の控えの部分ですけれども、この部分についても必要最低限の個人情報しか登載しないというようなことでもございまして、例えば住所でありますとか、そういったものについては記載してございません。そのようなことで個人情報をできるだけ守るようということで対策をしているところでございます。

委員長
窪之内

そのほか質疑ございますでしょうか。

まず、1点ですが、手数料の65円、想定65円というのは代行業者が受け取ってそれぞれのコンビニと契約を結ぶという形になるのか、それがまず1点と、空知管内でもやっているところがあるので、そこら辺をいろいろ検討した結果の65円だと思うのですが、ほとんど65円ということなのか、上下があれば高く契約しているところ、低く契約しているところをお伺いしたい。

それと、コンビニで収納する際に現金で支払わなくても、そこが扱っていればカード払いとか、今ナナコとか何かありますよね、カードの。そういうようなものの支払いも可能なのかどうか。

それと、先ほど納期限があっても年度内は使用可能とするということがあったので、電話料等は納期限を過ぎたらだめだということになっているのですが、これは何にも問題ないのかというのが1点と、あとこれによって収納率の向上を目指していく、利便性と収納率の向上ということだけれども、滝川はどれぐらいの収納率の向上を目標としているのか。それぞれ全国で何百件とやっているの、その辺の収納率の向上がコンビニエンスストア納付によってどれぐらい上がったかという例があればお伺いしたいと思います。

鎌田課長

2点目から回答させてください。

65円の根拠ではないですけれども、実はこの部分については調査をしても未回答の自治体が非常に多いのです。ほとんど回答していただいてございません。結局事業者との間の契約の中身ということなのだと思います。ちなみに、総務省で調査している中身でいきますと、どちらかというとこの65円というのは一

番高い値として回答が出てきている部分だったものですから、一応この金額で想定したというだけのことでございます。実際にはもっと高いところもあるでしょうし、逆に低いところはもっと安くやっているという状況だと思われます。それから、2点目の窓口で支払うときの支払いの方法ですけれども、これは現金のみということだと思います。

それから、期限の考え方です。本来定められている納期限イコールコンビニエンスストア納付の納付書の使用期限とするのは、一番シンプルではあるのですが、そうすると納付の機会をせっかく拡大したのに、利便性の向上を図るという今目的が主たる目的ですので、できれば年度内はその納付書を使ってお支払いいただけるほうがいいのだろうと考えて、期限についてはそういうふうに設定しようと考えてございます。

それから、収納率の向上の部分についてですけれども、具体的な数字を目標として本来であれば掲げればいいのでしょうけれども、今以上にということでご理解いただければと思います。

越前副主幹
窪之内

手数料の65円ですが、これは収納代行業者に支払う金額となります。収納代行業者が受け取ってそれぞれのコンビニとしても手数料をいただかなければならないので、それは代行業者とコンビニとの関係で決めるということになるのだと思うのですが、その確認と、実際には全国的にいろんな自治体ともう全てやっているの、コンビニとしては別にシステム上の改修とかは必要ないと考えればいいのかどうかについてお伺いしたいと思います。

鎌田課長

コンビニエンスストア側のシステム改修ということでございますが、そちらについてはありません。逆に導入に当たって調整する部分として、こちら側の納付書がコンビニエンスストアの機械でしっかりと読み取れるかというようなテストを繰り返すということをやっていきますので、コンビニ側のシステム改修というのは伴わないということです。

越前副主幹

収納代行業者に支払われた手数料の部分ですけれども、収納代行業者から基本的にはコンビニ本部と、各コンビニの中である一定の手数料とかというのは決められると思うのですが、今は思うとしかお答えできません。

委員長

そのほか質疑ございますでしょうか。
(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。
続きまして、税外収入金の徴収等に関する条例等の一部を改正する条例についての説明を求めます。

○税外収入金の徴収等に関する条例等の一部を改正する条例について
(別紙資料に基づき説明する。)

榎木課長
委員長

説明が終わりました。
質疑ございますでしょうか。
(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。
続きまして、(1)、平成25年度病院事業会計補正予算についての説明を求めます。

(1) 平成25年度病院事業会計補正予算について
(別紙資料に基づき説明する。)

鈴木部長
委員長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委 員 長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(2)、平成25年度国民健康保険特別会計補正予算についての説明を求めます。

(2) 平成25年度国民健康保険特別会計補正予算について

寺嶋副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委 員 長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(3)、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についての説明を求めます。

(3) 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

榎木課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委 員 長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(4)、戸籍管理システムの稼働についての説明を求めます。

(4) 戸籍管理システムの稼働について

杉原主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委 員 長

それでは、報告済みといたします。

榎木課長

先ほど(3)の北海道後期高齢者広域連合規約の変更についての説明のところで言い間違いがありましたので、訂正いたします。

附則のところをフヒョウというふうに表現してしまいましたので、実際は附則ということですのでよろしくお願いします。

委 員 長

それでは、続きまして(5)、滝川市東滝川地区転作研修センター条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

(5) 滝川市東滝川地区転作研修センター条例の一部を改正する条例について

横山副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

窪 之 内

議案なのですが、1点だけ。中身からいくと、もう転作研修センターというよりも地域のコミュニティに寄与しているという気持ちは大きいのですが、そういう点で地域の中からこの際体育館も併用するのだからということで名前を例えばコミュニティセンターとかと変えるというような話は出ていないのかということと、補助とかの関係で名前は変更できないのかどうかをお伺いします。

横山副主幹

まず、1点目でございます。地域のほうからそういったことが出ていないのかということですが、地域からといいますか、まず第一に体育館を建て始めましてこの条例をどういった形でつくるかということをして市役所の中でも内部

協議を行いました。例えばコミュニティセンターに統一するというのも当然視野に入れて検討を進めましたけれども、逆に2点目の質疑にお答えするような形になりますけれども、補助金の関係もございます。できないことではないのですけれども、それをやるとなると一定期間、1年ないし2年という期間が必要になるということがまず1点ございます。そういったことも踏まえまして、地域にも転作研修センターではなくてコミュニティセンターということも頭にありますというようなお話はさせていただいたのですけれども、地域のほうからは特にそこはこだわりはないというような、現時点では一応そのようなお話をいただいております。

委員長 そのほか質疑ございますでしょうか。
(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。
続きまして、(6)、ごみ処理手数料の改定に伴う経費についての説明を求めます。

(6) ごみ処理手数料の改定に伴う経費について

運上主査 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。
質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。
続きまして、(7)、たきかわ「環のまち」物語年次報告書(案)(平成24年度評価版)について説明を求めます。

(7) たきかわ「環のまち」物語年次報告書(案)(平成24年度評価版)について

大橋主査 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 報告が終わりました。
質疑ございますでしょうか。

清 水 5ページのCO₂の平成24年度までの状況が出ていますのですけれども、最大が13.3パーセントから2年間で差し引き三十二、三パーセント減になっているのだけれども、この要因は何ですか。

大橋主査 こちらにつきましては、CO₂の排出量に関しましては北海道電力が報告しておりますCO₂排出係数を使っております。こちらの数値の増減によって、仮にモニターの方が電力を削減したとしてもCO₂の削減量が多くなったり少なくなったりするという状況があります。一たん平成22年度でかなり減になっているのですけれども、その後36パーセントに上がっているのですが、こちらのほうは原子力発電所がとまったことによる要因が主なものでございます。

清 水 CO₂がこんなに変動するわけがないのです。数パーセント変動させるのだって大変なことをやっている。北海道電力によるCO₂排出係数はそれはそれでいい。ただ、こうやって滝川市がつくるまとめたものにこれを載せてしまったら、まるで滝川のCO₂がこんなに減ったということになってしまうでしょう。やっぱりそれはきちっと評価を加えて、こんなになるわけがないのだ。普通だったら、13.3から20年まで上がりますよね、これから平成23年があるでしょう、ここを結んだぐらいが普通の見方というか、こういうのを載せるというのは検討したほうがいいと思いますがいかがですか。

大橋主査 この計画を立てたときにこちらの数値を使うということで進めているので、こういう状況になっておりますが、次期計画を立てるとき、また次回こういう形で報告するときはそこをきちんと説明するような形で資料を作成していきたいと思います。

清 水 僕があえて言ったのは、これは年次報告書案として出されているわけでしょう。それで委員会に出されて、CO₂の削減というのは今でこそ原発問題が起きて後景に追いやられているけれども、実はこれは世界一の問題なのです。世界最大の環境問題なのです。これが滝川市でどうなっているのかというのは、いろんな形で聞いたけれども、滝川市の目標を持つべきだということを言った。これだったら、まるで平成22年度に大目標を達成したみたいなことでしょう。ところが、1年間でまたどんとふえましたと。要するに滝川市のCO₂を代表する数値では、北電の排出係数がそういう数値ではないという証拠なのです。だから、もっとほかに適切な評価に値するような数値がないかというのを探さなければだめだし、とりあえずこういう数字を載せるというのには賛同できないです。案だから、そうやって言っているのです。出してしまったものについてだったら、来年からということで納得できるけれども、案の段階だからこそこれは変更を求めたいです。

委 員 長 今の質疑は、修正を求めるということですか。

清 水 もう少しやわらかい気持ちで言ったつもりですけども。

大橋主査 9月9日に市民会議がございますので、そちらの中で市民の方の意見をいただきまして、こちらのほうを修正するようなことがいいのかどうかということも含めまして検討していきたいと思います。

委 員 長 そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委 員 長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、(8)、滝川市住宅用太陽光発電導入支援補助金の申請状況についての説明を求めます。

(8) 滝川市住宅用太陽光発電導入支援補助金の申請状況について
(別紙資料に基づき説明する。)

大橋主査 説明が終わりました。

委 員 長 質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委 員 長 それでは、報告済みといたします。

(9)、平成25年度一般会計補正予算についての説明を求めます。

(9) 平成25年度一般会計補正予算について
(別紙資料に基づき説明する。)

国嶋課長 (別紙資料に基づき説明する。)

中川部次長 説明が終わりました。

委 員 長 質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委 員 長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、(10)、滝川市子ども・子育て会議条例の制定についての説明を求めます。

(10) 滝川市子ども・子育て会議条例の制定について

中川部次長
委 員 長 (別紙資料に基づき説明する。)
説明が終わりました。
質疑ございますでしょうか。
(なしの声あり)

委 員 長 それでは、報告済みといたします。
続きまして、(11)、平成25年度介護保険特別会計補正予算についての説明を求めます。
(11) 平成25年度介護保険特別会計補正予算について

小峯副主幹
委 員 長 (別紙資料に基づき説明する。)
説明が終わりました。
質疑ございますでしょうか。
(なしの声あり)

委 員 長 それでは、報告済みといたします。
続きまして、(12)、滝川市社会福祉事業団への資産譲渡の検討方針についての説明を求めます。
(12) 滝川市社会福祉事業団への資産譲渡の検討方針について

深村副主幹
委 員 長 (別紙資料に基づき説明する。)
説明が終わりました。
質疑ございますでしょうか。

窪 之 内 土地の有償を基本とするということなのですが、その有償の基準について何かこういった有償基準で譲渡したいというものがあればお伺いしたいと思います。

深村副主幹 土地の譲渡の有償の基本ですけれども、その時点での土地の評価額、これをもとに譲渡したいと考えております。

委 員 長 そのほか質疑ございますでしょうか。

清 水 ここで有償譲渡の場合の計算式が載せられていますが、これによって新しい施設がかなりあるということで多額になるというご説明だったと思うのですが、建物有償譲渡の場合試算はされているか、試算されていなかったら次回以降でいいですが。

深村副主幹 試算をするに当たって建物の価値をどうのような基準をもって評価するかということによることと、さらに施設の種別によっては補助金の投入された額がかなり整備メニューによって異なっている部分もございます。したがって、評価の算定方法、それから施設ごとに異なるそうした事業費に占める補助金の割合などから、幾らの額で譲渡を有償でやった場合ということでの試算は終わっておりません。

清 水 最終的に全体の施設プラス譲渡するかどうかも含めて、新しい特養と緑寿園3施設、これの建設をどちらがどういう割合で、100対ゼロなのか、そういう費用の持ち分だとか、そういったことを検討するときにこれも当然検討材料になってくると思うのです。例えば花月の保育所なんかまだ三、四年しかたっていないです。一の坂にしてもまだせいぜい六、七年でしょう。すずかけだってまだ十二、三年、そういう施設であるから、非常に私はウエートは大きいと。当然これは事業団との対等な交渉事項にも当たるわけですから、幾らで譲渡するかというのは評価額でいいのではないですか。固定資産税評価額というのは当然出ているわけだから。固定資産税の対象ではないといえ、それまでの話だけれども、そういったことで最終的な交渉材料にする考えそのものがないのかと

深村副主幹 ということについて伺います。

去る8月1日の厚生常任委員会におきましても施設譲渡後の事業団の経営シミュレーション、それから市による譲渡した場合と譲渡しなかった場合の財政に及ぼす影響、それを考えたときに、現在事業団側にも経営シミュレーションの作成を依頼しておりますとともに、市側にも譲渡した場合と譲渡しない場合との財政運営に及ぼす影響、シミュレーションというか、計算をしております。その中でやはり一番大きいのが緑寿園の建てかえであります。緑寿園の建てかえを仮に3施設一体となるか、2施設になるかという部分も年次で若干ずれはあるかもしれませんが、建築の試算でも20億円を超える金額が概算ですけれども、はじかれております。こうした建てかえに伴う経費が20億円ということをもまず緑寿園だけでも発生し得る。これを先般の委員会でもご説明申し上げましたとおり、建てかえは譲渡後の事業団が主体的に進めるといったこともご説明させていただきました。そう考えたときに、建物の残存価格を最終的な交渉というか、協議のテーブルに上げるということも突き詰めていくと必要になるということも考えられなくはないのですが、この二十数億円という金額が出てきた段階でやはり施設整備を事業団側にやっていただくという考え方においては、基本としては土地を有償でということを進めていきたいと考えているところであります。

清 水 シミュレーションに出てくるのであればいいのだけれども、前回出された施設の補助金は返還しなくていいということであればどこを基点とする、来年度以降、26年度以降の起債残高についての各施設の数字を資料要求したいと思います。

委 員 長 13施設のということですか。

清 水 そうです。

委 員 長 起債償還についての資料要求が清水委員よりされましたけれども、まず所管は資料の提出はできるでしょうか。

深村副主幹 26年度以降ということで現在残債として残っている譲渡予定施設の一覧表を作成することは可能です。

委 員 長 それでは、委員の皆さんにお諮りいたします。

資料要求するということによろしいでしょうか。

(「議事進行」と言う声あり)

窪 之 内 今いろんな財政シミュレーションをやった結果の資料が出される、それとあわせてそういった数字も当然私は出てくると思っていたので、個別な形で資料を求めるよりは全体がそろったときにそこも含めた資料をというように、私はそのほうがいいのではと思うのですが、それでないとならなくてもということになるので、それだけの資料要求ということは今は必要ないかなと思うのですが。

委 員 長 清水委員、全体が出てきたときに同時に出していただくということでもよろしいですか。単発的にその部分だけの資料ということではなくて、今窪之内委員が言われました全体像の中での資料の中に一緒に出していただくということで問題ないかと思うのですけれども、いかがですか。

清 水 出す時期については、ほとんどが10月末までに協定書だとか計画書、シミュレーション、方向性、基本方針、10月までには作業が終わると。議会については、12月に議会提案というのが書いていますが、その時期にもよります。いつごろ

深村副主幹 までにこういったものが出せるのか、まずそれをお聞きします。
起債に関係ある分となりますと、市のほうの財政収支ということになりますので、それであれば次回の厚生常任委員会には出せるように進めていきたいと考えております。

(何事か言う声あり)

深村副主幹 市のシミュレーションは、次回の厚生常任委員会にはお出しすることができます。

委員長 多分今話が食い違っているというのは、全体像としてのということと部分的なということだと思うのですが、今の清水委員の資料要求等については次回の市のシミュレーションの中で提出可能ということですので、そういった形での提出ということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、資料提出についてよろしくお願いいたします。

清水 市のシミュレーションということで次回ということで9月中なのかと考えますが、問題は建てかえを含めた事業団の経営がどうなっていくかという中長期のシミュレーション、これがいつごろ出るのかというのがまず1点目です。その場合に、市町村の施設を民間譲渡した場合に一番問題になるのがいわゆる雇用問題です、賃金を含めて。そういったことを考えると、シミュレーションの中で人件費がどうなっていくのかといった観点というのは必須です。こういうことがきちんとクローズアップされてシミュレーションされないと、私は判断が難しいと思うので、そういうシミュレーションが出せるのかということが1点目です。

もう一点は、3月に契約を締結するということは恐らく3月31日ぐらいに譲渡ということを想定していると思うのだけれども、事業団の前回資料提供で理事の名簿を出されましたが、滝川市が育ててきた事業団に今後任せられるという点では市のこれまでの経過をわかる、あるいは譲渡直後の市の利益を守るといえるか、失わないといえるか、そこをチェックするという理事が私は最低でも3名程度が必要だと考えるものです。その点でいうと、理事の改選は26年の10月ですから、その前にこの契約が行われるということについては非常に私は危惧をするのですが、その点について。

以上、2点お伺いします。

深村副主幹 まず、1点目の事業団側のシミュレーションの関係ですが、実は事業団側、現在も指定管理ということで運営面についての収入、支出の作成については既に作成に取りかかっていると思いますが、譲渡後の部分といたしましてはやはり建てかえの問題が大きくその経営にかかわってくると思っております。そんな中、建てかえは事業団に進めていただくという基本的な考えはあるものの、市として土地は有償であります、建物は無償で譲渡するといった中においては、市の社会福祉事業に対するしっかりとした考え方をやはり事業団側には示さなければならない。その中において、とりわけ老朽化が著しく、事業費も多大に上る緑寿園の建てかえをどのような規模で、どこに建てて、それが将来的に事業団の経営に当たってどのような影響を及ぼすのかということにつきまして、非常に細かな積み上げとともに、いろんな現在の用地で対応が十分可能なのかということも含めて検討を今実は部内でも進めているところであります。そうしたものがあつた程度まとまった上で事業団側に対して施設の方向

性を示して、事業団側の意向もある程度踏まえながら協議をして、それを事業団側の経営シミュレーションにオンさせるといったことを考えると、早くても10月に入るのではないかと考えているところであります。

それから次に、民間に譲渡した場合問題となってくるのは雇用の問題だと、こうしたものもクローズアップされてくるのではないかというご心配の向きの話もいただきました。事業団側の経営シミュレーションと同時に中期の経営計画、運営方針を含めた経営計画の作成もお願いしているところであります。その中におきましては、当然人の雇用といった部分もその計画には盛り込まれるであろうと推察をしているところであります。したがって、そういった経営方針を踏まえた経営シミュレーションが作成されるものと私どもとしても理解しているところであります。

それから、最後の法人に施設を譲渡して、それがこれまでの市との経過を踏まえてきちんと守られるのかといった部分でございますが、これにつきましては7月17日のこの常任委員会のおきましてもご説明をさせていただきましたが、石田理事長といたしましても市のこれまでの経過を十分踏まえた上で施設譲渡をお受けしたいという基本的な考え方もございますので、市の意向につきましましてはしっかりと受けとめて、それを事業団側の譲渡の方針、計画の中に盛り込んでいただけるものと思っておりますし、またそうした事業の継続といった部分につきましましてはかねてよりお話し申し上げておりますとおり、事業移管の協定書なり覚書なりを取り交わす際にしっかりとそうした市の意向を踏まえた社会福祉事業の継続というものについては双方合意のもとに取り交わすという流れもありますことから、市の職員を送り込むとかという部分につきましましてはこれはあくまでも事業団側が考えることでありまして、市のほうがそこまで踏み込んで何かをという考えは現時点では持ち合わせておりません。

清 水

今そうやって断定する必要も全然なくて、これから資料が出されて検討に入っていくわけですから、それと並行してやっていけばいいのだけれども、やはり法人を動かしているのは理事会ですから、そこが決めたことが全てなのです。覚書があろうが協定があろうがそこに損害賠償の条項でもつukらない限り戻ってきません。こういう経済情勢の中で年間10億円以上の福祉事業をやり、いろんな経済活動をやるわけでしょう。これが一定の経済団体、経済グループ等の意向に沿っていかない保証はないのです。

委 員 長

清水委員、それは質疑なのか意見として自分の考えを述べているのか、何を質疑したいのかを明確に端的にお願いできますか。

清 水

だから、理事の中に滝川市の過去とこれからの利益をきちっと守っていける方、これはやっぱり3人程度と先ほど言いましたけれども、それがやはりその保証になるということであれば、今結論を出す必要はないですから、今後石田理事長との、私の意見が議会の意見ということではないけれども、そういった意見もあるということについて理事長とよく話していくということについてお考えを伺いたいと思います。

佐々木部長

先日、7月17日にも一部そのようなお話ししましたが、今お話ありましたように事業団体制ということで石田新体制のもとで理事長以下、現在市と一体となって譲渡計画、向こうも譲渡のプロジェクトをつくってやっております。その中でも今常務には市のOB、そして事業推進室というのができまして、そこにはまた市の課長職のOBもいていろんな経過、市の経過も十分踏まえ、そして

同じ土俵というか、同じテーブルで目標に向かって進めております。

それと、今後の話になりますけれども、先ほど言いました協定書、譲渡した後もしっかりと担保、事業運営を担保できる協定書を当然つくってやっていきたいということと、もう一つはいつも言いますように社会福祉法人というのはかなり地域に信頼される使命感を持って進められるということで、道の監査、それから今後市の監査もありますけれども、いろんな形でがんじがらめというか、信頼に足るべき法人ということで、そういったもとの間でこの間も言いましたように滝川市の社会福祉向上推進に向けて一丸となってやっていきたいと思えます。

いずれにしても、このようなご意見、この間も会議録の一言一句を理事長ほか本部の方にお伝えしました。今回もしっかりお伝えして円滑かつ早期に譲渡できて、そして目標であります社会福祉施設の向上、そして地域の福祉の推進に努めてまいりたいと思いますので、今後も引き続き委員会でいろいろとご議論、またご意見、ご指導をよろしくお願いいたします。

委員長
窪之内

そのほか質疑ございますでしょうか。

余りしたくなかったのだけれども、今まで聞いたことのないご答弁があったので、物すごく気になったので、1つは緑寿園の建てかえで現地がいいのかどうかと、今までは現地建てかえでずっときていましたから、そういう可能性を探るという話が出たのは初めてなのです。私は、事業団として建てかえるから、建てかえる場所も含めて全部事業団に、それは事業団が考えるべきことだと思っていれば、そうではなくて市のほうで検討して、その場所とかも含めていいのかどうかを検討した上で、そういうのが固まった上で事業団との話を進めるということだったので、そういうような方向に変わったと理解していいのか、現地の建てかえが面積的に無理だという判断なのか、場所的な問題で交通の利便性とか、そういう問題が浮上してきていると考えたらいいのかお伺いしたいと思えます。

深村副主幹

建てかえのことにしましては、7月の委員会の中でも一部お話しした市内部で建築住宅課、あるいは企画課、ストックマネジメント推進課の職員に入っていて公共施設、とりわけ緑寿園をどのように施設整備、建てかえを進めていくかということで検討してきました。その中では、昭和48年の老人福祉村構想に始まって、江部乙にお年寄りが過ごしやすい環境の整備をということで始まってきた経過も踏まえつつ、現在300人の方が入所されている状況の中で建てかえを進めるとしたら、さらには現在の用地の中で建てかえを進めるとしたら、非常に困難性が実は出てきているのです。困難性は出てきてはいるものの、では現在地を外れた江部乙町内なのか、あるいはさらにもっと離れた滝川市内なのかとなってきたときに、ほかに土地を求めればそれだけ今度用地代までかかってしまうといった部分もあって、そういった中で市としては無償譲渡で非公募で事業団に譲渡はするものの、この社会福祉施設はやはり市の考えに沿った中で施設整備と運営を続けていってもらいたい、それが条件だというふうにやはり示さなければならないと思うのです。そうした中において底地の問題だとか、場所の問題だとか、あるいは今後特養であればユニット型を導入しなければならないだとか、そういったことを複合的に検討していくと、実は非常に今検討がいろんなことがあってなかなかうまく進んでいない。そんな中においても北海道庁、さらには振興局にもいろいろ相談を申し上げながら、基本現在

地を最優先に建てかえについてはまず市役所内部で検討を終わらせ、それを持って事業団側と協議のテーブルに着いて方向性を見きわめていきたいという流れで今検討を進めておりますので、その辺はご理解いただければと思います。我々としてもまずは現在地を最優先に考えているということだけのご理解いただければと思います。

窪 之 内

大分前の建てかえのときは、現在地だったわけです。ただ、あの場合は一部街なかということがあったので、300床をとということではなかったのだけれども、建てかえはできる面積はあると、今そこで進めるとおっしゃったのだから、あると考えていいのですか。言っているのかどうか、建設新聞に載ったことの土地の滝川市の支援とかということについては言えば誤報、まだ確定したニュースではないということで確認しておいていいのかどうかの2点お伺いします。

深村副主幹

過去に建てかえを検討したときには、委員おっしゃるとおり一部街なかでサテライトをとというお話がありましたと同時に、特養と養護を年度を分けて資金収支のことも考えながら建てかえを進めるといったことが念頭にありました。しかし、実際3施設ともに建設年度もほぼ近寄ってしまっていて、実際問題として日々入所者の方が生活されているその中で段階的に建てかえを進めていくことが果たして効率的なのかということ考えたときには、やはりできるのであれば3施設一体で整備を進めるのが得策ではないかという考えに基づいて現在市内部で検討しているというのが実はあります。ただ、そうなったときに先ほど申しましたユニット型の導入だとか、新しいケアのスタイルで居室を大きくするだとか、廊下幅を保つだとかということになってくると、3施設一体でその場でやるというのは実は物すごく上層階に上げたとしても上に高圧線も通っているというような問題もあったりして非常に難しいというのが実際です。ただし、3施設がその用地の中で絶対建てられないのかと言われると、建築の専門的な分野からすると非常に難しいと実は言われています。そんな中におきましても江部乙町を中心に建てかえは進めたいというのが考え方にあるということのご理解いただきたいと思います。

それから、建設新聞の報道の関係ですけれども、あれは実は耐震化のことを発端として照会がありました。耐震化はいつするのか、診断はまだやっていないのかという話の延長線上で実は建てかえについては現在施設譲渡と相まって検討を進めているという話の中で、建設新聞側が勝手に書いた話でありますので、それにつきましては委員会で先般ご説明申し上げた建てかえについては譲渡後の事業団が建てかえを進めるということについては基本的に変わりはありませんので、その点は新聞報道については気になさらないでということをお願いいたします。

委 員 長

そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委 員 長

それでは、報告済みといたします。所管からの報告事項につきましてはこれにて終了いたします。

3. 第3回定例会以降の調査事項について

委 員 長

3、第3回定例会以降の調査事項につきましては、別紙のとおり確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、別紙調査項目のとおり決定します。

委員長 **4. その他について**

委員長 4、その他について委員から何かございますか。

(なしの声あり)

委員長 事務局から何かございますか。

橋本主査 お手元に配りました日程案をごらんください。8月1日の委員会にて実施することが決定しております緑寿園建てかえに伴う特養等の施設の視察について、所管より日程案が提出されましたので、ご説明いたします。

視察日は、9月30日月曜日となります。視察先は、札幌の特養施設が2カ所と、養護と軽費の施設を視察させていただく予定となっております。札幌の特養施設は、いずれも平成24年に建てかえと25年に開所しておりますので、新しい施設となります。養護と軽費については、近隣での新しい施設が見当たらなかったもので、どちらも年数は経過しておりますが、近隣の市町村の施設の運営状況を勉強させていただくということも考え、この2カ所を選択させていただきました。この日程案のほうでよければ、このまま進めさせていただきたいと思います。

委員長 今事務局から説明がありましたとおり、この日程予定でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 そのように決定させていただきます。

委員長 **5. 次回委員会の日程について**

委員長 次回の委員会の日程についてであります。9月20日、議会運営委員会終了後の午後2時から第一委員会室において開催したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 そのように決定させていただきます。

以上をもちまして第25回厚生常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 17:38

「請願第2号 公設民営による「さいわい湯」の運営改善を求める請願書（平成25年8月19日付託）についての討論」

◎ 市 民 ク ラ ブ

市民クラブを代表して厚生常任委員会に付託されました請願第2号 公設民営による「さいわい湯」の運営改善を求める請願書の1については可とし、2と3については否とする立場で討論を行います。

初めに、開西団地をはじめ周辺地域住民の生活の基本でもある入浴の機会確保のために、日夜奮闘されている共同浴場管理組合の皆様に敬意を表します。また、厚生常任委員会に趣旨説明並びに質疑へのご答弁のため、2度お越しいただきましたことにも感謝申し上げます。

請願を審査するに当たり、関係者と所管部署への質疑並びに資料要求を行い、慎重に審査を行いました。その結果、さいわい湯は平成22年度までは補助を受けることなく運営を続けてきましたが、平成23年からの灯油高騰による経費増によって、平成23年度から赤字を余儀なくされました。現行で北海道と滝川市からそれぞれ年間20万円の補助を受けていますが、赤字を解消することはできず、短期の借入れや未払いが続く状況にあることが理解できました。こうした現状を踏まえ、以下請願の1から3について意見を述べさせていただきます。

1については、安定した運営を継続するための助成を求める内容であり可とするものです。本市の団地内共同浴場は、さいわい湯とひがしの湯の2か所があります。2か所とも、団地建て替えにより共同浴場が必要なくなるまで、市として継続のための対応が求められます。さいわい湯への助成額を決めるに当たっては、ボイラーの火入れ時間、営業時間、管理する人の配置、ピンク電話の廃止などの経費節減とともに、正確でわかりやすい経理など経営改善を実施することが前提です。併せて、ひがしの湯とのバランスもとるべきと考えます。

2については、単独団体のための改修費や資金繰りを目的とした基金創設については、過去にないことであり、資金繰りの大変さはわかりますが、時期尚早と判断し、否とします。

3については、お風呂のない団地は開西団地のほかに、東町団地、緑町団地、江南団地などがあり、建設年度を踏まえた公営住宅ストック総合計画に沿って建て替えが進められています。開西団地建て替えを繰り上げすることは、他の団地への影響を与えることにつながり、反対です。

◎ 新 政 会

新政会を代表し、本委員会に付託されました請願第2号 公設民営による「さいわい湯」の運営改善を求める請願書について、1の補助金を適切、妥当な金額に引き上げるについては可とする立場で、2の基金制度の新設の検討については否とする立場で、3の開西団地の建て替えの年次計画の繰り上げ実施の検討については否とする立場で討論をいたします。

さいわい湯は、平成4年に公衆浴場開西湯が廃業になったことから、市は平成5年2月に共同浴場を設置しました。開西団地に居住する皆様が滝川市幸町地区共同浴場管理組合をつくり、20年以上にわたり開西団地や地域住民の生活に必要な入浴、公衆衛生確保のため、さいわい湯の運営管理を続けており、その努力は認めます。

さいわい湯は、開西団地が建て替えられるまでなくてはならない浴場と考えます。管理組合の運営については、平成24年度の補助金として北海道から20万円、滝川市から20万円の補助を受けていますが、毎年入浴客は減少しており、苦しい経営であることは理解いたします。支出の8割が人件費と燃料費であり、特に灯油価格の高騰が赤字経営の要因であると思われることから、業務内容の再検討、経営の効率化、

経費の節減を常に図ることが必須であります。さいわい湯は、今後も開西団地や地域住民に必要であり、公衆衛生は行政の使命であり、補助金の適切、妥当な引き上げは必要と考えます。

2点目の基金制度の新設の検討については、健全で安定した経営が第一であり、基金に頼らない経営が必要と考えます。

3点目は、市は公営住宅ストック総合活用計画を策定し、団地の経過年数、地域の借家需要、敷地の高度利用の必要性や他の判定基準などから建て替えを計画しています。今建て替え年度の繰り上げを行って公営住宅事業特別会計が大幅な赤字になっては、公営住宅事業自体が成り立たなくなります。当分の間は、総合計画を見守るべきであります。

最後に、今後とも幸町地区共同浴場管理組合と市が協力し、さいわい湯の安定した経営が続けられるよう要望し、新政会の討論といたします。

◎ 公 明 党

公明党を代表し請願第2号に対し賛成討論いたします。

ひがしの湯を抱える議員として、さいわい湯の状況を理解するものであります。

公設民営さいわい湯は、利用客減少、さらに灯油高騰により赤字経営の状況にあります。地域住民のために存続させなければならないと考えます。

また、管理組合の皆さん方の努力だけでは限界であり、行政の支援、指導が必要であります。

その上で2の基金制度に対しては、各コミュニティセンターの運営管理も地域に委託していますが、厳しい運営の施設もあります。従って、この要望は検討とするのが望ましいと考えます。しかし運営上慢性的に借金をしている現状は改善されなければなりません。私の提案は、市、道の補助金各20万円を年度当初に市が40万円貸し出すのがベストと考えます。そして、決算時に赤字があれば補填するのが最適と考えます。

最後に、市税が導入されている以上、透明な会計、運営がされるよう市の指導を要望して討論といたします。

◎ 清水 雅人（日本共産党）

日本共産党の清水雅人です。私は請願第2号を可とする立場で討論をします。

さいわい湯は、1993年2月に滝川市が建設し、組合が運営してきました。運営が厳しくなり2011年から市独自の補助金をはじめ、昨年度から道の制度により補助金（市と道から各20万円）を受けてきました。しかし、燃料の高騰が続いたため、2012年2月から営業日数週4回を週3回に減らすなど、生活の質を下げることを余儀なくされましたが、赤字状態が続いています。請願では「このままでは赤字がふくらみ運営できなくなる」とし、①補助金増額②資金繰り対策として基金の検討③浴室付の開西団地の早期建設を求めています。

委員からの質疑に対して、様々な苦勞が語られました。また、年間6,000人以上が利用する共同浴場を、清潔に保ちながら安定して安全に運営するために、ボランティア的な努力が続けられていることも明らかになりました。

しかし、最低賃金を割り込む実態はすぐに解決しなければなりません。ボイラー運転では、15時間半に及ぶ時間のうち、手待ち時間として拘束される時間が多く含まれています。清掃と受付では最低賃金未満での雇用は明らかです。

この点について所管は、「1人でできる業務を2人で行っているので、最低賃金未満での雇用という認識はない」という趣旨の答弁をしました。これは最低賃金法に反する認識です。

また、これまで組合に踏み込んだ指導をしたことはない趣旨の答弁もありました。公設民営として大いに疑問です。

今後の問題として、何点か課題を提起します。

1点目は、タンクに湯をためて湯を張り、温度調節をするためにかかる5時間のうち実働は1、2時間ですが、手待ち時間も拘束されるわけですから、賃金支払い義務が生じます。拘束時間を減らすためには、完全自動化やボイラーの取り替えの検討が必要です。

2点目として、開店時間帯の勤務員の人数についてです。男湯女湯があることからという理由で男女各1人が必要かどうか、また1人の場合どんな問題が考えられるのか検討が必要です。いずれにしても、最低賃金を守りながらの勤務体制づくりは困難を伴うと考えます。

3点目として、入浴時間そのものを6時間半より減らすことについてです。早い時間帯が人気があることがわかります。また、仕事を終えた方が入るためには9時より閉館時間を早めるべきでないと考えます。時間を短くする目的は、支出減ですが、仮に1時間減らした場合、浴槽温度維持のための燃料減はそれほどにはならないことが予想されます。人件費は最低賃金で2人として1か月に2万円、年間に24万円程度の支出減がはかれます。一方、入浴者が4人減れば1,600円で毎月2万800円、年間で24万円を超える収入減になります。2時間減らす場合も同じようなことと考えます。

今後は、親身に相談に乗り、どの程度の補助金増額が必要かを定めることが求められます。

次に資金繰りですが、資産を持たず入浴料と補助金以外に収入がない団体が公設民営で管理すること自体について再検討する時期に来ていると考えます。改善の策として、余裕のある補助金を出して運転資金が不足しない程度の余裕を持たせることが求められます。その際に、市の財源としての基金、あるいは資金繰り用の補助金をつくり、それを管理する基金など検討が求められます。

次に、建て替えについてです。浴室無し市営住宅の建て替えが遅れていることは、滝川市政最大の問題点の一つです。前倒しで建て替える要望は当然のことです。この点で、北海道が浴室付の道営啓南団地をエレベーターが無いということで、建て替えに向けた政策空き家に入る意向を示したことを申し添えます。

最後に、市の責任で運営しなければならないと考えているとの答弁のとおり、何かあれば市の責任は重大です。損害保険に加入する検討を求めます。また、今後10年は必要な施設です。管理組合長は市が直営することを強く望むと答弁しました。市の直営の検討を求めます。